

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 31 年 2 月 12 日 (火) 号外第 1 2 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3）（職員支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
-------	--

==== 公布された規則のあらまし ====

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償制度のより適正な運用を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 実施機関は、公務又は通勤による災害を受けたと思料する職員又はその遺族から申出があった場合には、その指定する者に速やかに報告をさせるものとする。
- (2) 実施機関は、災害が公務又は通勤により生じたものではないと認定したときは、その事実や理由等について通知しなければならないものとする。
- (3) 実施機関は、補償に関する通知をするときは、審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 3 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）</p> <p>第 2 章 補償及び福祉事業（第 6 条－第 20 条）</p> <p>第 3 章 <u>審査等</u>（第 21 条－<u>第 23 条</u>）</p> <p>第 4 章 雑則（第 24 条－第 27 条）</p> <p>附則</p> <p>（災害の報告）</p> <p>第 3 条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる<u>災害</u>が発生した場合は、その指定する者に、<u>速やかに報告</u>をさせなければならない。<u>次項の規定による申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p><u>2 職員又はその遺族は、公務又は通勤による災害を受けたと思料するときは、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に申し出ることができる。</u></p> <p><u>(1) 職員の氏名、生年月日、職名並びに所属する部局及び課（課に相当するものを含む。）の名称</u></p> <p><u>(2) 申出者が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名及び住所並びに職員との続柄又は関係</u></p> <p><u>(3) 災害発生の日時及び場所</u></p> <p><u>(4) 傷病名並びに傷病の部位及びその程度</u></p> <p><u>(5) 災害発生の状況</u></p> <p><u>(6) 医師又は歯科医師の所見、当該職員の定期健康診断の記録、既往歴等当該災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定するために必要な事項</u></p> <p>（認定の通知）</p> <p>第 4 条 <u>実施機関は、前条第 1 項の規定による報告を</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）</p> <p>第 2 章 補償及び福祉事業（第 6 条－第 20 条）</p> <p>第 3 章 <u>審査会</u>（第 21 条・<u>第 22 条</u>）</p> <p>第 4 章 雑則（<u>第 23 条</u>－<u>第 26 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（災害の報告）</p> <p>第 3 条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる<u>死傷病</u>が発生した場合は、その指定する者に、<u>すみやかに報告</u>をさせなければならない。</p> <p>（認定の通知）</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定による通知は、様式</p>

受けたときは、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは様式第1号による通知書により、条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条第1項の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、災害を受けた職員又はその遺族にその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の長の職氏名

(2) 災害を受けた職員の氏名

(3) 傷病名

(4) 災害発生年月日

(5) 災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定した理由

(遺族補償年金の請求の代表者)

第8条 略

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第9条 実施機関は、第7条の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求書に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第10条 略

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行なった者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第11条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給の決定の通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて様式第14号による年金証書を交付しなければならない。

第1号による通知書により行なわなければならない。

(遺族補償年金の請求の代表者)

第8条 略

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、すみやかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第9条 実施機関は、第7条の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行ない、すみやかに請求書に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行なわなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第10条 略

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行なった者にすみやかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第11条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給の決定の通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて様式第14号による年金証書を交付しなければならない。

2・3 略

第12条 略

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第3章 審査等

(審査の申立て)

第21条 略

2 略
3 第1項の申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、速やかに審査会に届け出なければならない。

(審査の申立ての教示)

第22条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、条例第17条第1項の規定による審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(審査会の招集等)

第23条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(第三者の行為による災害についての届出)

2・3 略

第12条 略

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第3章 審査会

(審査会の招集等)

第21条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査の申立て)

第22条 略

2 略
3 第1項の申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、すみやかに審査会に届け出なければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第24条 略

(通勤による災害に係る一部負担金)

第25条 略

(公署の長の助力等)

第26条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、当該職員の勤務する公署の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

- 2 職員の勤務する公署の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

3 略

(記録簿)

第27条 略

様式第19号 (第27条関係) 略

様式第20号 (第27条関係) 略

第23条 略

(通勤による災害に係る一部負担金)

第24条 略

(公署の長の助力等)

第25条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、みずから補償の請求その他の手続を行なうことが困難である場合には、当該職員の勤務する公署の長は、その手続を行なうことができるように助力しなければならない。

- 2 職員の勤務する公署の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 略

(記録簿)

第26条 略

様式第19号 (第26条関係) 略

様式第20号 (第26条関係) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。